

トピックス

- 金誠同達、Legal 500 2026 年版中国ランキングで 27 分野・128 名が選出

法令速報

- 国務院、電子印鑑の法的効力と使用規則を明確化
- 国家インターネット情報弁公室、個人情報越境認証の規則を公布
- 国家外貨管理局、外貨決済の利便化に向けた通達を発表
- 「サイバーセキュリティ法」改正案が可決

弁護士コラム

- 中国の輸出管理法の解説——Q&A シリーズその三：デュアルユース品目の認定

金誠同達、Legal 500 2026 年版中国ランキングで 27 分野・128 名が選出

2025 年 11 月 19 日、国際的に著名な法律評価機構「Legal 500」は 2026 年版中国ランキングを発表しました。金誠同達は、卓越した業務能力、クライアントからの高い評判、及び全国一体型のリソースの強みが評価され、合計 27 の業務分野において、128 名弁護士がランクインしました。

受賞分野：

WTO・国際貿易、不動産・建設工事、会社法・M&A、プロジェクト・エネルギー、保険、税務、知的財産：訴訟、紛争解決：仲裁、紛争解決：訴訟、労働・雇用、独占禁止・競争法、TMT、資本市場、PE、コンプライアンス、知的財産：非訴訟、ライフサイエンス・ヘルスケア、海商海事、破産・再生、データ保護、銀行・金融、地域ランキング：江蘇-南京、地域ランキング：陝西-西安、地域ランキング：浙江-杭州、地域ランキング：広東-広州&深セン、地域ランキング：四川-成都（重慶を含む）、香港地域中国系法律事務所

日本業務チームの張国棟弁護士、韓尚武弁護士は独占禁止・競争法分野の推薦弁護士、張国棟弁護士、沈博文弁護士はデータ保護分野の推薦弁護士としてそれぞれ受賞しました。

Legal 500 は 30 年以上の歴史を有し、世界的に権威ある著名な法律評価機構の一つです。同機構は年次評価体制を堅持し、世界中の司法管轄区域の法律市場に対して、客観性と公平性を兼ね備えた専

専門的な評価と深い業界洞察を提供しています。

国務院、電子印鑑の法的効力と使用規則を明確化

2025 年 10 月 9 日、国務院弁公庁は「電子印鑑管理弁法」(以下「弁法」という)を公布し、同日より施行とした。「弁法」は既存の「電子署名法」「暗号法」などに分散されている電子印鑑に関する規定を統合し、電子印鑑使用の各プロセスに関する詳細なルールを設定した。「弁法」では、電子印鑑の定義と位置づけとして、電子印鑑が暗号技術及びデジタル技術に基づいて印鑑を表現する特定形式のデータであり、電子文書に対する信頼性のある電子署名を実現するためのもので、規定に合致する電子印鑑は物理印鑑と同等の法的効力を有するとした。また、法律や行政法規で明示的な適用除外がある場合を除き、電子印鑑が押印された電子文書は物理印鑑が押印された紙文書と同等の効力を有するとされる。さらに、「弁法」では電子印鑑の作成、登録、使用及び安全管理について具体的な要件が示された。

(出典: https://www.gov.cn/zhengce/content/202510/content_7043696.htm)

国家インターネット情報弁公室、個人情報越境認証の規則を公布

2025 年 10 月 17 日、国家インターネット情報弁公室と国家市場監督管理総局は共同で「個人情報越境認証弁法」(以下「弁法」という)を発表し、2026 年 1 月 1 日より施行するとした。「弁法」は、個人情報取扱者が個人情報保護認証を通じて中国国外へ個人情報を提供する際の具体的な条件、プロセス等について明確なルールを設定した。「弁法」は、中国の関連主管部門、専門認証機関および個人情報処理者という三者が個人情報の越境についてそれぞれ負う責任の範囲を定めている。そのうち、個人情報取扱者は、当該弁法で規定されている認証実施の条件を満たすとともに、法令に従って告知、個人の単独同意の取得、および個人情報保護影響評価の実施などの義務も履行しなければならない。「弁法」によると、個人情報取扱者が認証を受けて中国国外へ個人情報を提供する場合、専門の認証機関に対して個人情報越境認証を申請しなければならない。また、中国国外の個人情報取扱者が個人情報越境認証を申請する場合、中国国内に設立された特定の機構または指定した代表者を通じて申請手続きを行わなければならないとされる。

(出典: https://www.cac.gov.cn/2025-10/17/c_1762449728720008.htm)

国家外貨管理局、外貨決済の利便化に向けた通達を発表

2025 年 10 月 29 日、国家外貨管理局は「外貨資金決済の一層の利便化及び対外貿易の安定した発展の支援に関する通知」(以下「通知」という)を公布し、同日より施行とした。「通知」は、事業者がクロスボーダー貿易における外貨決済業務を行う際の利便性向上を目的としたものである。外資企業に関係する通知の内容を以下抜粋する。

1. クロスボーダー貿易の高水準対外開放の試験運用地域において、優良企業が同一の海外取引相手と経常収支の取引を行う場合、健全性などの要件を満たした試験運用地域の銀行は、リスク管理が可能な範囲において、優良企業のために特定の費用のネットティング決済を行うことができる。

2. 健全性要件を満たした銀行が、多国籍企業の資金プールを管理する企業と利用する企業のために、経常収支の取引における資金の集中決済およびネットティング決済業務を行う場合、一定の条件を満たせば、優良企業向けの貿易外貨収支便利化政策またはクロスボーダー貿易の高水準対外開放試験運用措置を適用することができる。

3. 銀行は、業務の真実性と合理性を審査した上で、輸送費、保管料、修理費、通関費、検査費、税金、保険料など、貿易における特定の役務の対価の立替払い業務を中国国内企業のために行うことができる。

4. 真実かつ合法的な取引背景を持つ經常収支に関するものであって、中国国内企業の特殊な外貨業務について、銀行が「実質重視の原則」に従い、經常収支特殊外貨業務処理制度に基づいて処理することを義務付けた。

(出典：<https://www.safe.gov.cn/safe/2025/1027/26742.html>)

「サイバーセキュリティ法」改正案が可決

2025 年 10 月 28 日、全国人民代表大会常務委員会第 18 回会議において、「サイバーセキュリティ法」改正案が採択され、2026 年 1 月 1 日から施行するとされた。今回の改正は、「サイバーセキュリティ法」施行以来初めての大規模な改正であり、デジタル化の進展とサイバーセキュリティをめぐる新たな状況に対応し、サイバーセキュリティを害する行為に対する法的責任を強化することを目的としたものである。主な改正内容は以下のとおりである。

1. 違法行為に対する罰則の改正と主体责任の強化。第 61 条、62 条、65 条では、サイバーセキュリティ確保義務を履行せず、及び重大な危害をもたらした行為に対する処罰が強化された。第 63 条では、認証未取得の設備・製品を違法に販売した場合の法的責任を新設された。第 64 条では、違法のモバイルアプリに対し、法執行機関がサービス停止措置を講じる権限が与えられた。第 65 条では、違法なセキュリティサービスを提供した行為に対する処罰が強化された。第 69 条では、プラットフォームの自主的な浄化義務と監督管理への協力義務に対する違反を処罰する枠組みに統合し、罰則も強化された。

2. 処罰の軽減・免除事由の整備。第 73 条では、「行政処罰法」の定める処罰の軽減・免除または不適用の具体的事由に沿って処理することが規定された。

3. 他法令との連携。第 71 条では、情報発信、個人情報取扱い、データ越境違反行為に関する規定と他の法令との整合性が図られた。

4. 国外主体に対する適用範囲の拡大。第 77 条では、中国国外主体の責任が発生する条件が「重要情報インフラへの危害」から「中国のサイバーセキュリティ」への危害」と範囲が拡大された。

(出典：http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202510/t20251028_449048.html)

中国の輸出管理法の解説

——Q&A シリーズその三：デュアルユース品目の認定

弁護士 韓尚武

経済のグローバル化が進む今日において、越境貿易と外商投資は世界経済の増長を推進し、資源の合理的な配分を促進する上での重要な原動力となっている。その一方で、国際的な安全環境の段階的な複雑化に伴い、国家の安全・経済的利益・外交政策・国際的義務の間における均衡を図るための肝要な手段として、輸出に対する管理は各国が新型の国際経済貿易規則を制定する上での核心的な議題の一つとして取り上げられている。2020 年 12 月 1 日の「中華人民共和国輸出管理法」(以下「輸出管理法」という。)の正式な実施以降、「中華人民共和国デュアルユース品目輸出管理条例」(以下「デュアルユース品目輸出管理条例」という。)等の重要な関連法規の公布と実施に伴い、中国においては「輸出管理法」を核心とする輸出管理の面における法体系が形成されており、中国の輸出管理は統一化と体系化の新たな段階に入っている。中国との貿易に従事される企業と対中投資に従事されている方々にとって、中国の輸出管理の面における法体系に対する深い理解は、戦略的な意思決定、リスクの管理およびコンプライアンス経営の実現を行われる上での「必修課題」となっている。

本シリーズにおいては質疑応答の形式をもって実務の観点から中国の輸出管理の面における法体系に

対する解析を行う。輸出管理上のコンプライアンス体系の構築、リスクの防止などのテーマをめぐる後続の掘り下げた検討のための基礎を固めるとともに、本稿が中国における輸出管理上の基礎的な知識を容易にご理解いただく上での一助となれば幸いである。

Q1:「デュアルユース品目」とは何を指すのでしょうか？

A1: デュアルユース品目とは、民生用途と軍事用途の両方に利用可能な、または軍事潜力の向上に寄与する可能性のあるものであり、特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産もしくは使用に利用できる貨物、技術、サービスを指し、これに関係する技術資料などのデータも含まれます。

Q2: 特定の製品がデュアルユース品目に該当するかどうかを判断する根拠は何ですか？

A2: デュアルユース品目に該当するかどうかを判断する基本的な根拠は、商務部、税関総署など複数の省庁が共同で公布した「デュアルユース品目輸出管理リスト」(以下「リスト」という)です。この「リスト」は、従来、核、生物、化学、ミサイルなど異なる分野に分散していた規制品目を統合し、具体的な品目名、特徴、輸出管理コードなど、デュアルユース品目の情報を詳細に列挙しています。うち、管理コードは米国ECCNのように「アラビア数字＋英字」の方式で編成され、「アラビア数字 1 桁＋英大文字 1 字＋アラビア数字 3 桁」の合計 5 要素で構成されています(例:1C351、3A201 など)。「リスト」は、企業がコンプライアンス判断を行い、当局が統一された監督を行うための明確な基準を提供しています。

また、「リスト」は公布後も随時更新される点に注意が必要です。例えば、2025 年 2 月 4 日付で商務部・税関総署が公布した「商務部・税関総署公告 2025 年第 10 号—タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目に対する輸出管理実施の決定」、2025 年 4 月 4 日付の「商務部・税関総署公告 2025 年第 18 号—一部の中重希土類関連品目に対する輸出管理実施の決定」などがあります。これらの公告の公布・施行に伴い、「リスト」も同時に更新されることとなります。輸出事業者にとっては、商務部及び税関総署が発表した公告に重点的に注目し、輸出する貨物が公告に列挙されている規制対象品目への該非を随時判断し、事前にリスク対策を講じる必要があります。

Q3: 製品が「リスト」に掲載されていない場合、その製品はデュアルユース品目に該当せず自由に輸出できるという認識でよろしいでしょうか？

A3: 輸出製品が「リスト」に列挙されていないとしても、必ずしも規制対象外であるとは限りません。中国の「輸出管理法」は包括的な監督の原則を確立しており、日本の「キャッチオール規制」と同様、たとえ製品が「リスト」に掲載されていないなくても、輸出事業者が当該製品が国家安全保障や利益を害するおそれがあること、または大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産もしくは使用に用いられること、または軍事目的に用いられることを知っている、または知るべきである場合には、依然として国家輸出管理部門に許可申請を行う義務があります。

実務上、一部の企業が「リスト」外の品目を輸出する際に、商務部または税関からの書簡が届き、エンドユーザー又はエンドユースの関係で、当該品目の輸出貿易を禁止すると通達されたケースがあります。このような状況下で、企業が依然として「非規制品目」を理由に輸出を継続した場合、違法行為があったと認定される恐れがあります。

なお、輸出製品が「リスト」に列挙されておらず、前述の 3 つの状況にも該当しないものの、規制対象部品を含んでいる場合は、複数の要素を総合的に考慮して判断する必要があります。製品全体の機能、用途などが規制対象部品と密接に関連しており、かつ製品全体の性能、技術指標などが国家安全保障、軍事保安などに影響を与える可能性がある場合、たとえ「リスト」中に製品全体が管理対象であると明記されていないとしても、税関は実情に基づいて同製品を規制対象に加える可能性があります。例えば、一部のハイエンドの電子機器では、その中核部品が規制対象品目に該当し、また完成品自体の軍事転用の可能性が高い場合、税関は完成品に対し厳格な監督を行う可能性があります。

Q4: 税関商品番号(HSコード)は、デュアルユース品目の該非判定の根拠となりますか？

A4: 「リスト」がデュアルユース品目の範囲を確定する基本的な根拠であり、デュアルユース品目輸出管理部門(商務部)が許可を実施する基本的な根拠でもあります。規制品目に HS コードが割り当てられているかどうかは、判定と関係しません。つまり、HS コードは、デュアルユース品目の該非判定の根拠とはなりません。

輸出事業者が輸出業務をより良く展開できるよう、同時に商務、税関などの政府当局の管理を便利にするため、商務部と税関総署は「リスト」に基づいて共同で「デュアルユース品目及び技術輸出輸入許可証管理目録」(以下「目録」という)を制定し、「目録」の中で大多数の規制品目に HS コードを割り当てています。しかし、HS コードとデュアルユース品目は一対一の対応関係にはありません。例えば、管理コードが 2B201.b のフライス盤と 2B201.c の研削盤には、HS コードが割り当てられていません。他方、管理コードが 9A012.a.1 と 9A012.a.2 の製品は、性能要件が異なるドローンですが、両者の HS コードは全く同じです。

Q5: 企業が輸出予定の製品のデュアルユース品目該非判定ができない場合、政府当局に確認してもらうことはできますか？

A5: 「デュアルユース品目輸出管理条例」第 14 条に基づき、輸出前に、輸出事業者が輸出予定の製品の性能指標、主な用途等情况を十分に把握し、「リスト」と照らし合わせて検討したにもかかわらず、デュアルユース品目の該非判定がなおもきない場合、商務部に相談を申請することができます。商務部は、輸出事業者が提出した資料に基づき、該当製品がデュアルユース品目に該当するかどうかの判断を支援し、回答を行います。

ただし、商務部からの注意喚起において、その相談回答は輸出事業者が提供した書面材料に基づいて行われるものであり、実際の輸出予定製品が「許可証不要」であるとの認定ではないことが強調されています。輸出事業者は、実際に輸出する際に、実際の輸出状況に基づいて輸出許可申請の可否を自ら判断しなければなりません。

したがって、輸出事業者はたとえ商務部から「相談された製品はデュアルユース品目輸出管理リスト品目に該当しない」との回答を得たとしても、実際に貨物を輸出する前には、なおも識別義務を履行し、税関申告時に申告の真実性、有効性及び完全性を確保する必要があります。輸出許可取得義務のあるデュアルユース品目につき、意図的に回答書を以て輸出許可証の代わりに通関手続きを行うことは、無許可輸出に該当し、法令に基づき処罰されるリスクがあります。

(つづく)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問合せやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>